

第4回 国立療養所菊池恵楓園の 将来構想実現に向けた協議会

厚生労働省健康局難病対策課

平成29年11月16日

旧菊池医療刑務支所跡地の問題に関する協議

国立療養所菊池恵楓園の将来
構想実現に向けた協議会
(厚生労働省難病対策課資料)

第1回協議(11/2)の概要

<協議会出席者>

菊池恵楓園入所者自治会、弁護士(ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会)、法務省、厚生労働省、合志市

【自治会からの要望事項①】

菊池恵楓園社会交流会館に、菊池医療刑務支所独居房の精密な復元を、厚労省の負担で実施すること。それに伴う資料・器具備品等の移設について、法務省の負担で行うとともに、法務大臣の譲与証を授与していただきたい。

<対応>

単独室(独居房)の復元に必要な資料・器具備品等の移設物について関係者で認識を共有し、厚労省において単独室(独居房)の復元を実施するとともに、法務省において、自治会の要望を踏まえ、関係省庁と協議しながら移設について前向きに進めていくとの方針を確認した。

- ・新旧設計図
- ・単独室(独居房)廊下側の鉄格子
- ・単独室(独居房)窓側の鉄格子、便器、洗面台、暖房機
- ・ベッド(あれば提供)
- ・食器(なければ当時と同じ仕様のもの確認し用意)
- ・単独室(独居房)の扉
- ・接見及び簡易裁判室に至る門扉(白い鉄扉)

【自治会からの要望事項②】

世界唯一のハンセン病患者専用医療刑務支所跡地に記念碑を法務省負担で建立し、除幕式の開催及び大臣等の出席を求める。

<対応>

法務省において、関係省庁と相談しつつ前向きに検討していくことを確認した。また、記念碑を設置する敷地については、国有地としていくか、合志市所有としていくか、今後、関係省庁、合志市で協議していくこととした。

→ 国としては、国有地とするのが難しい認識。

【まとめ】

建物からの一部移設や記念碑設置の方針については、12月15日までに決めることが必要。また、それより前に、自治会と合志市間で、記念碑を設置する土地の範囲やイメージを共有ができていくことが必要。

第2回目の協議については、合志市で開催することを予定。

参考資料① 旧菊池医療刑務支所独居房の復元に必要なもの

・単独室(独居房)窓側の鉄格子、便器、洗面台、暖房機



・単独室(独居房)廊下側の鉄格子、扉



・接見及び簡易裁判室に至る門扉(白い鉄扉)



・ベッド(あれば提供)
・食器(なければ当時と
同じ仕様のもの確認し
用意)

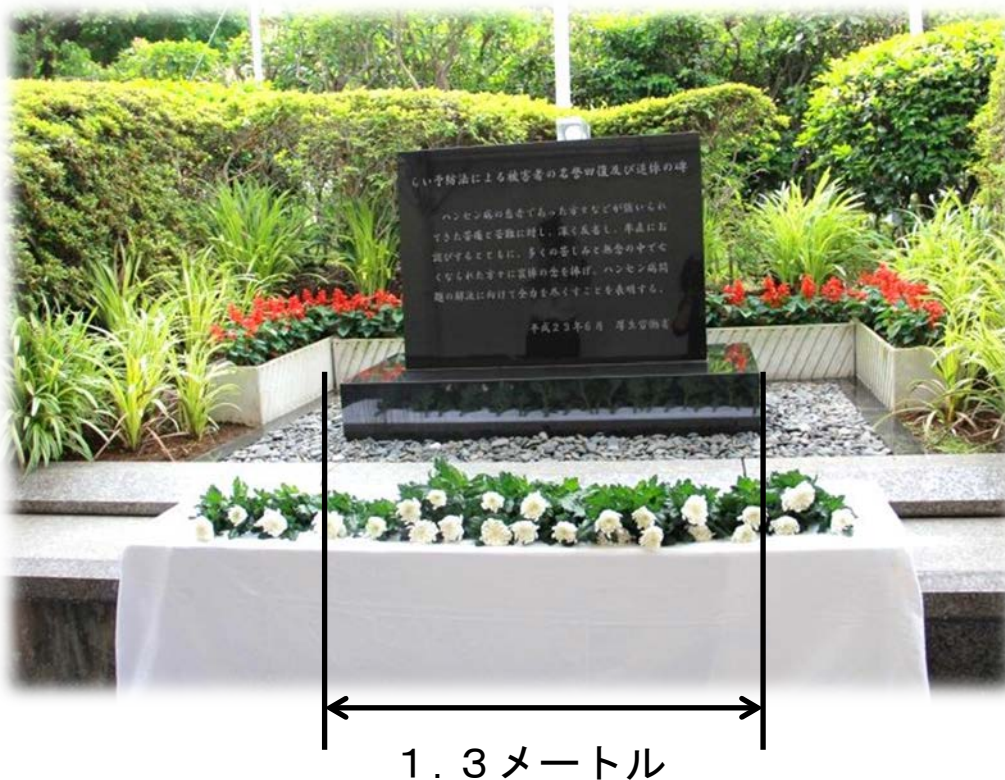
参考資料② 記念碑（石碑）のイメージ

（例 1）

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」 （厚生労働省 正面玄関）

ハンセン病の患者であった方々などが強いられてきた苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する。

平成23年 6月 厚生労働省



（例 2）

菊池恵楓園入所者自治会から参考として 提出のあった記念碑の例



【スケジュール想定】

平成29年11月

第1回関係者協議(11/2)

- ・移設物について関係者で認識を共有。厚労省の負担で単独室(独居房)を復元するとともに、法務省の負担で建物からの一部移設を行うことを前向きに検討することを確認。
- ・記念碑について、法務省が関係省庁と相談しつつ前向きに検討していくことを確認。

平成29年12月

建物からの一部移設や記念碑設置の方針を決定

- ・法務省としての方向性を決定。(～12/1)
- ・法務省の方向性を受け、合志市が方針を決定。(～12/15)

平成30年1月～2月

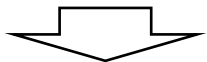
第2回関係者協議の開催

- ・現地にて移設物の最終確認、移設方法、時期の決定。
- ・記念碑設置場所の確認。

平成30年4月

移設物の撤去 → 菊池恵楓園へ

平成30年9月



平成32年12月

平成33年1月～3月

記念碑(石碑)の設置

平成33年4月

単独室(独居房)の
復元
(社会交流会館)

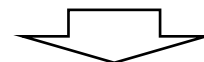
学校建設(合志市)のスケジュール

11/30 PFI事業者提案書提出

12/15 PFI事業者優先交渉者決定
・提案書(図面)
・開発協議の開始

2月(予定)PFI事業者との契約締結(議決)

9月 事業用地取得→跡地の造成開始



12月25日 PFI事業者から施設引渡

開校準備

4月 学校開校